



**弁護士に学ぶ!**

**成長のための企業法務**

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山 倫行

## 第54回 リスクマネジメント（従業員宛の手紙の開封）

### Question

会社に従業員宛の封書が届きました。会社の担当者が、従業員に手渡す前にうっかり封を開けてしまいました。信書開封罪という犯罪もあるようですし、犯罪になるのでしょうか。また、今後の対処方法についても教えてください。

### Answer

ご指摘のとおり、従業員宛の封書とその従業員に無断で開封すると、信書開封罪（刑法133条）が成立する場合があります。しかし、信書開封罪は、故意の場合にしか成立しませんので、今回の相談のようにうっかり封を開けてしまった場合には成立しません。もっとも、従業員としても自分宛の封書を勝手に職場の他のメンバーが開封するのは快く思わないでしょうし、封書の中身次第で従業員のプライバシー権侵害といった別の問題が生じる可能性もあります。他方で、職場は、従業員の私的な郵便物の受取場所ではありませんので、職場に届いた郵便物を管理する立場の人に余計な負担をかけるのもよくありません。そのため、職場に届いた従業員宛の封書の取扱いについては予め一定のルールを設定し、共有しておくことが有益です。

### 1. 信書開封罪

刑法133条は「正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。」と規定し、信書開封罪を定めています。「信書」とは何か、「正当な理由」はどのような場合に認められるのかなど、判断に迷う場面も多いかと思しますので、この機会に以下の内容をご確認ください。

#### (1) 信書とは？

信書は「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」のことです（郵便法4条2項）。よく質問を受ける項目と誤解の多い項目を整理しましたので、ご確認ください。

##### ① 不特定の受取人に向けられた封書

信書といえるためには、特定の差出人から特定の受取人に宛てられたものである必要があります。そのため、不特定多数の者に配布されるような手紙、チラシ、リーフレットやパンフレットの類は、封書であっても信書には該当しません。

##### ② 多数の受取人に向けられた封書

会員限定セールを開催案内や、顧客を対象としたイベントやチラシの場合は、多数の人に向けられた書面ですが、特定の受取人に向けられた書面なので信書に該当します。

##### ③ 手渡しされた封書

郵便物でなければ信書に該当しないと理解している人もいますが、誤解です。信書は郵便物に限らず手渡しされた封書も含まれます。

##### ④ 置手紙として置かれた封書

封をされた置手紙も、信書に該当します。

**⑤葉書**

対象となるのは封筒に入って糊付けされている封書です。そのため、内容を見ることができる葉書は信書に該当しません。もっとも、葉書の場合でも、シールで糊付けされており、シールをはがさないと内容を見ることができないような場合には、信書に該当します。

**⑥封緘された申込用紙**

未記入の場合には、差出人の意思や伝えたい事実が記載されていないので、信書に該当しません。他方で、記入済みの申込用紙の場合には、差出人の意思や伝えたい事実が記載されているので、信書に該当します。

**⑦封緘された請求書・納品書・見積書等**

差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書なので、信書に該当します。

**⑧封緘された結婚式等の招待状・会議の招待状**

差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書なので、信書に該当します。

**⑨封筒に入った印鑑証明書・納税証明書・戸籍謄本・住民票の写し・健康保険証・車検証・履歴証等の証明書の類**

役所等が、対象者に対し、意思を表示し、又は事実を通知する文書なので、信書に該当します。なお、一度、役所等から受領したこれらの証明書を転送する場合は、添え状などが添えられていれば新しい信書になりますが、添え状などが添えられていなければ信書には該当しません。

**⑩封筒に入ったCD・DVD・USBメモリ等（これらに格納された電子データ）**

これらのデータは、文書に該当しないため、信書には該当しません。

**(2)正当な理由とは？**

信書開封罪は「正当な理由がないのに」封をしている信書を開封した場合に成立する犯罪です。正当な理由というのは、i) 親などの親権者が子ども宛の信書を開封する場合、ii) 配達できない、又は差出人不明の郵便物を差出人に戻すために郵便職員が開封する場合、iii) 捜査機関が捜査差押許可状等の執行として開封する場合、iv) 破産管財人が破産者宛に届いた信書を開封する場合、v) 予め受取人の同意がある場合などを指します。

**(3)うっかり開けてしまった場合には？**

信書開封罪は、故意に行われた場合にのみ成立します。他人の秘密を覗きみようとして、わざと信書を開封しなければ罪に問われることはありません。たとえば、自分宛の郵便物だと思って間違っただけで開封してしまった場合は、過失によって開封してしまった場合なので、信書開封罪は成立しません。

**2.実際に開けてしまった場合**

信書開封罪は、親告罪です（刑法135条）。親告罪というのは、告訴がなければ公訴が提起されない犯罪です。被害者等が被害申告をしなければ信書開封罪に問われることはありませんので、開封してしまった場合でも、受取人に謝罪し、許してもらえれば問題にはなりません。

**3.今後の対処方法**

会社の中で、郵便物を管理する人が、いちいち個人宛の信書か、会社宛の信書かを考えて判断するのは非効率的です。社内のルールとして、i) 会社の所在地を個人的な郵便物の受取場所に指定してはならないこと、ii) 会社宛に届いた封書は全て開封される可能性があること、iii) 仮に開封され他の人がその内容を見たとしても責任を追及しないこと、iv) 他方で「親展」の場合には受領者は開封しないなどの内容を予め定め、その内容を共有しておくことが有益です。

**〈著者略歴〉**

札幌市出身。札幌南高校、慶應義塾大学卒業。同大学大学院在学中に司法試験に合格し、2002年から国内大手渉外事務所のTMI総合法律事務所にて勤務。同事務所で企業法務、事業再生、M&A、知的財産関連業務等に従事した後、2007年にアンビシャス総合法律事務所を設立し、現在に至る。著書に「創業者・経営者のための30分で分かる出口戦略-事業承継・MBO・IPO・M&Aの備え方」（プレジデント社）「成功する！M&Aのゴールデンルール」（民事法研究会）「弁護士に学ぶ！契約書作成のゴールデンルール」（民事法研究会）ほか多数。